報道資料

職員の処分について

１　被処分者
　市民部生活課　課長補佐　男性　４９歳

２　処分事案
　週休日の振替等命令簿において、他人の印鑑を無断で使用したもの。

３　処分内容
　懲戒処分　減給１０分の１　１か月間

４　処分理由
　本事件は、地方公務員法第３２条及び第３３条に抵触するものであり、地方公務員法第２９条第１項第１号、第２号及び第３号に該当する行為である。よって、公務員の服務規律上懲戒処分とし上記の処分としたものである。

（参考）地方公務員法
（懲戒）
第２９条　職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
１　この法律若しくは第５７条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
２　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
３　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
第３２条　職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
（信用失墜行為の禁止）
第３３条　職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

５　処分年月日
　平成３０年３月２８日

６　管理監督者責任
　以下の職員を訓告処分（口頭注意）とする。
　市民部長
　生活課長

７　再発防止策
　公務員としての意識づけを再徹底する為、全庁的に服務規律の確保に関する通知を行い周知徹底を図る。また研修等を通じて、公務員としての自覚を促すこととする。
　なお、本人については、個別に研修を実施する。

職員課人事係
TEL898-6507（内 3507）